

平成23年6月22日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

宮城県建設業厚生年金基金
理事長 佐藤 博俊

岩手県建設業厚生年金基金
理事長 宇部 貞宏

東日本大震災被災地の厚生年金基金に対する特例措置について

各基金は、加入員や年金受給者の年金受給権を守るために、加入事業所が一丸となって財政健全化を推進して参りました。

去る平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、被災地域の加入事業所が直接的な被害を受けたほか、県内全域の事業所にあっても事業基盤を大きく揺るがす甚大な被害を被っている状況にあります。3ヶ月を経過した現在も、被災の規模、深刻さは日に日に増しており、今回の大震災による影響の全容がつかめない状況となっています。

こうした事業所の被災状況に鑑み、各基金は、財政再建策の練り直しも視野に入れなければならないと認識しているところですが、財政再建策の見直しを検討するにしても当分先のこととならざるを得ないと考えております。

また、このような中にあっても、加入事業所の大半は事業の継続を切望しておりますが、大震災からの復興のグランドデザインが描かれ、計画が着実に実行される段階にならなければ、復興事業の道筋は不透明なままであり、加入事業所の立ち直りには相当程度の時間を要すると想定されるところであります。

つきましては、今回の東日本大震災は突発的かつ同時に多数の加入事業所に甚大な被害をもたらすという各基金の努力の限界を大きく超える事象であることに鑑み、別紙に掲げる事項に係る特例措置を是非とも講じていただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 平成 22 年度財政決算結果を踏まえた掛金引上げの対応期限（平成 24 年 4 月）の延長

平成 22 年度財政検証結果に伴い掛金の引上げが必要となった場合は平成 24 年 4 月までに行うこととされている。しかしながら、別添のとおり、被災事業所を数多く抱える基金では、財政決算（財政検証）の結果を踏まえた不足金解消への対応の検討にあたり、各事業所の意向を確認しながら意見集約を行うためには、相当程度の時間を要すると想定される。

については、平成 22 年度の財政検証結果を踏まえた掛金引上げの適用時期を、当面延長していただきたい。

2. 健全化計画の提出期限および期間の延長（5 力年度から 10 力年度へ）

平成 22 年度財政決算の結果に伴い指定基金に指定された場合、健全化計画を平成 24 年 2 月までに提出する必要がある。また、健全化計画における財政の健全化の目標は、現在、指定年度の翌年度以降 5 力年度末までに、最低責任準備金の 9 割を確保することとされている。しかしながら、前項同様、各事業所の意向を確認しながら意見集約を行うためには、相当程度の時間を要すると想定される。加えて、被災事業所の復興には相当程度の時間がかかることが想定され、通常の基金と同様の期間で財政再建を行っていくことは困難である。

については、健全化計画の提出期限を当面延長すること、および指定年度の翌年度以降 10 力年度末までに最低責任準備金の 9 割を確保する計画を策定することを認めていただきたい。

3. 過去勤務債務の償却期間の最長期間を 20 年から 30 年に延長

現在、過去勤務債務の償却期間は最長 20 年とされている。しかしながら、上述の通り、被災事業所の復興には相当程度の時間がかかることが想定されるため、償却期間の最長期間を 30 年とすることを認めていただきたい。なお、予定償却期間を 20 年から 30 年まで延長した場合、年間の特別掛金額は約 2 割減少すると見込まれる（予定利率 5.5% の場合）。

以上